

議案第 13 号

市川市国民健康保険条例の一部改正について

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年 12 月 2 日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。